

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	令和2年度東江歩道橋あり方検討業務
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・東江歩道橋と周辺環境の課題抽出・社会実験計画 1式 ・社会実験の提案と交通量等現地調査 1式 ・歩道橋架替等概略検討(架替案、撤去案) 1式 ・あり方検討会の実施 1式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局北部国道事務所長 大城 照彦 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
契約年月日	令和 3年 3月25日
契約業者名	(株)長大 沖縄支店
契約業者の住所	沖縄県那覇市泉崎1-10-3
契約金額	19,976,000円 (税込み)
予定価格	19,976,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業務場所	北部国道事務所
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	令和 3年 3月26日
履行期間(至)	令和 3年 8月31日
備考	

随意契約理由書

1. 業務名 令和2年度東江歩道橋あり方検討業務

2. 履行場所 北部国道事務所管内

3. 契約の相手
名称：株式会社 長大 沖縄支店
住所：沖縄県那覇市泉崎一丁目10番3号
電話：098-918-0090

4. 隨意契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該業務の目的・内容

本業務は、国道58号にかかる東江横断歩道橋の老朽化を踏まえた今後の方針を策定するものである。本橋は、これまで腐食により補修を行なってきたところであるが、今後は補修スパンが短くなり、本橋の維持管理費の増加が懸念されている。他方で本橋付近に歩行者用信号での横断歩道があることから、本橋の利用者が少ないことが分かった。そこで、本橋の方針として、補修、新橋への架替、撤去の選択肢が考えられるが、それぞれ影響を受ける関係者がいるために、丁寧な説明を行い、合意を得て、方針を定めることを目的としている。

(2) 隨意契約に付する理由

本業務は、国道58号にかかる東江横断歩道橋の老朽化を踏まえ、補修、新橋への架替、撤去の選択肢を決めるにあたり、それぞれ影響を受ける関係者がいることから、検討会を開催し、合意を得て、方針を定めることが重要である。そこで、検討会において、東江歩道橋の補修、撤去、新橋への架替のそれぞれの案を関係者に説明する際に、特に配慮する事項を想定し3つ程度表示する技術提案を求ることとし、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式を適用した。その結果、1社から技術提案書を受け、(株)長大を最適業者として特定し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規程に基づき随意契約を行うものとする。